防衛省との意見交換会(第3回) 建設コンサルタント業務に係る改善要望事項

2024年12月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

1 調査・設計・監理業務の発注について

(1) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について

昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を 担当する技術者不足の実態がございます。企業として取り組み体制を構築するためには 相応の時間が必要なため、できる限り早期に詳細な発注情報を公表していただくことを 要望します。

(2) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について

業務規模に見合った工期を設定していただくほか、正当な理由で工期が延長となった 場合には相応の費用と期間をいただくことを要望します。

また、米軍業務では設計工期内に米側のコメントが出揃わず、設計完了後に出てくることがありますが、この対応については追加業務としての費用と必要な期間を見ていただくことを要望します。

このほか、監理業務の工期が延長となる場合、適切に必要な費用を追加計上することを要望します。

(3)発注時期、発注ロット(受注者目線による適正なロットなど)について

各局の発注が同時期となるため受注しづらくなっています。局間で調整していだき、 局間での平準化した発注を要望いたします。

また、第一四半期は業務発注が比較的少ないので、この時期に発注していただき、年間を通じた発注の平準化することを要望します。

このほか、業務効率が悪化する発注ロット(履行場所が異なる施設を一つのロットで発注、完了時期が異なる施設を一つのロットで発注)とすることは、やめていただくことを要望します。

(4) 業務の同種実績・類似実績について

管理技術者の担い手が不足しているため、入札参加促進のためには技術者の同種・類似実績の要件緩和が必要となります。

このことから、監理業務においては、官公庁のOBを有効に活用するため、発注者(管理者)としての実績も採用していただくことを提案します。

また、重要施設における品質確保の観点から、防衛施設としての特性が強い施設においては同種業務での実績を厳しく設定することを提案します。

(5)業務特記仕様書の記載内容(不明瞭な部分、追加すべき仕様)について

局と部隊要望に隔たりがみられることがあるので、業務発注前の事前調整・相互確認 を要望します。

米軍施設は設計当初に計画が定まっていないことが多く、OBRが仕様書の記載より も多く開催されることがあるため、精算対象としていただきたく存じます。

また、宿泊費等が高騰しており、局の積算金額と実態が乖離しているため、実勢価格 での精算を認めていただくことを要望します。

(6) 発注者から提供される設計与条件の資料(部隊要望)の内容について

業務着手時点で部隊要望ができてない、質疑に対する回答が遅れる、業務途中で新たな要望が出されるなどの理由により設計工期を圧迫することが散見されます。

また、作業が進行した後で新たな要望が出されることもあり、手戻りが発生します。 受注者の責に帰さないこれらの理由により、作業の遅れや手戻りが発生した場合は、 協議のうえで工期延長していただくことを要望します。

(7)業務期間が複数年度に跨がる設計業務の部分払いの設定や支払回数について

発注ロットの大型化に伴い業務が複数年度にまたがる傾向があります。受注者が希望 する場合には、前金払いを含め、年度ごとの支払いを認めていただくことを要望します。

監理業務は複数年度にまたがるのが基本であり、業務期間が2年以上となる事案も多くあります。毎年度、物価、人件費が高騰していることを考慮し、2年目以降の技術者単価については物価変動による単価の見直しをしていただくよう要望します。

(8) 工事監理業務の発注について

工事監理業務の発注について、次の事項の改善要望/提案をさせていただきます。

- ①工事監理業務の責任区分に係る改善要望として、「工事中の設計変更は、工事監理者の業務対象外とし、元設計者で対応」、「一時中止が長期間となる業務の場合、担当者変更に柔軟に対応」、「建築士法の規定を踏まえ、異業種 J V の場合、建築コンサルを代表者企業に指定」
- ②工事監理業務の業務内容に係る改善要望として、「技術者の配置実態に合わせた技術者ランクの見直し」、「現場以外での業務を認めるなど、仕様書記載の人日数の考え方の見直し」
- ③業務費用に係る改善要望として、「工事中止となった場合の追加費用の計上」、「設計成果の照査に係る費用の計上」、「宿泊を伴う業務における技術者単価の見直し」
- ④このほかTV会議システムの導入等による業務の効率化を要望します。

(9)発注者の体制等について

業務受注者の負担軽減及び業務効率化の観点から、発注者の体制について、次の事項を要望/提案をさせていただきます。

- ① 発注者の体制等に係る要望/提案として、「ワンデーレスポンスへの過度な対応緩和」、「発注者の検査における検査内容や書類様式の統一」、「工期内検査が増えた場合の費用の精算」、「意図伝達業務の追加」、「基地等への立入り申請期間の短縮」
- ②発注者(監督官)への改善/提案として、「部隊要望の回答期間の短縮」、「厳しすぎる資料提出期限の設定」、「部局間での確実な情報共有」、「国交省で実施されているウィークリースタンスの導入」等このほか、監督官が多忙なため協議日程の設定に余裕がないなどの意見がありました。

(10) 新築・改修・解体について

各新築・改修・解体設計の業務内容等について

- ① 新築の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「略算方式で建物用途と合致しない建物、米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出」、「管理技術者や担当技術者の技術者ランクに見合った単価の採用」、「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」
- ②改修の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」、「既存建物仕様と改修後に必要な性能(保有水平耐力等)等が不明瞭」
- ③解体の業務内容及び業務費算定に係る改善要望/提案として、「既存図面作成の省力化・簡素化」、「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」
- ④このほか、「職種間の工事区分の明確化」、「成果品の CAD データ形式の多様化」等について、要望/提案します。

(11) 技術支援業務について

技術支援業務の内容等について、次の事項の改善要望/提案をさせていただきます。

- ①業務内容(設計内容の反映、設計者側の作業量)に係る改善要望/提案として、「作業内容の明確化」、「常駐要件の緩和」、「作業スケジュールの明確化」、「米軍設計にかかる業務費用の見直し」「働き方改革等の観点から作業の平準化」、「契約期間終了後の作業依頼の是正」等
- ②業務費の積算等に係る改善要望/提案として、「打合せや検討等の業務費の経費計上」、「追加作業発生時の設計変更での対応」、「提案内容の採用における設計責任について、3者(発注者、施工者、設計者)の明確化」等

2 契約制度・契約手続きについて

(1) 秘密の保全措置について

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有及び信頼関係維持のため、必要不可欠なものであり、コンサルタント業務においても秘密保全措置の徹底は重要な事だと考えております。

このことから、コンサルタント会社の秘密保全措置を迅速かつ確実に遂行するため、「秘密保全窓口の設置」による秘密保全に関する質問に対する迅速な回答(指導)を要望します。窓口の設置は、新規参入企業等の入札参加促進にも寄与するものと考えます。また、秘密保全措置を確実に実施するために、機密レベルに対応した秘密保全措置の方針をガイドライン化と、保全に係る費用の適正な積算規定化・実費精算を要望します。

3 その他(情報提供希望事項等)について

(1) 防衛省に情報提供してもらいたい事項について

最も要望が多かったのが、「最適化事業を含めた今後の展望等(R7年度予算等)」の27件であり、次いで「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」13件、これに「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」7件となっています。また、「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」2件、「その他の施策(木材の利用促進、太陽光パネルの設置等)に係る防衛省の考え方」2件が同数で続いています。

その他(自由意見)については、適切な業務費の算出、建築的な施し(デザイン等) に係る追加業務の採用、業務評定点の仕組みの改善等の意見がありました。また、設計 変更に係る基本的な考え方(ガイドライン等)の公開や最低制限価格制度の導入、セキ ュリティ基準に関する情報提供や積算内訳書の事後公開等の要望がありました。